

保発 0519 第 6 号
平成 22 年 5 月 19 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

広域化等支援方針の策定について

平成 22 年 5 月 19 日付けで公布、施行された医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 35 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 68 条の 2 第 1 項において、都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができるとされたところである。

この広域化等支援方針の策定にあたり、その検討に資するよう、広域化等支援方針策定要領を別添のとおり定めたので参考とされたい。